

京 都 大 学 薬 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第10条 修学期間は、薬科学科にあつては4年、薬学科にあつては6年とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては142単位以上、薬学科にあつては196単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>4 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第15条 在学は、薬科学科にあつては8年、薬学科にあつては10年を超えることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第10条 (同 左)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、薬学科の第4年次に入学した者の修学期間は、3年とする。</u></p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、薬学科の第4年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、別に教授会で定める。</u></p> <p><u>5 (同 左)</u></p> <p>第15条 (同 左)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、薬学科の第4年次に入学した者の在学は、7年を超えることができない。</u></p> <p>附 則 (令和7年達示第18号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>